

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○稲津委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之です。

生産性向上特別措置法案中の中小企業の設備投資に対する固定資産税の減免等の措置について、まず質問をしたいというふうに思います。

お手元に資料を配付させていただきましたが、資料の一をぜひごらんいただきたいというふうに思います。中小企業の業況は、回復傾向ではありませんけれども、労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあるのがこの資料の一つでわかるというふうに思います。

二〇〇九年から二〇一六年の労働生産性の推移を見ますと、大企業製造業が三二％増であるのに、中小企業製造業では六％増にとどまっております。

また、二〇一三年から二〇一七年の大企業賃上げ率が二・〇三％であるのに比べ、中小企業の賃上げ率は一・七七％にとどまっております。

加えて、資料一の右の図の方から明らかかなように、中小企業が所有している設備は老朽化が進ん

でおり、生産性向上に向けた足かせとなっていることがこの図からも明らかであります。

今後、少子高齢化や人手不足、また働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、この老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るため今回の措置がとられたというふうに理解しておりますが、大臣、そういう理解でよろしいでしょうか。

○世耕国務大臣 今お示しいただいた図にも明確に出ているように、やはり中小企業の設備の老朽化というのが進んでいる。これの一番大きなポイントは、やはり固定資産税の負担が非常につらい。ある程度償却の終わった古い設備を使っている、新しい設備を入れた方が生産性上がることは経営者はわかっているんだけど、新しいのを入れるとまた固定資産税がフルにかかってくる。そこで、なかなか投資の判断ができない、固定資産税は赤字でもかかってくる税金ですから、それをやはり何とかしたいという思いで、今回、自治体の判断で固定資産税をゼロにできるという制度を入れさせていただきました。

今経産省が行っているアンケートでは、非常に各自治体は前向きに捉えていただいております、既に千四百八、今大体、自治体が千七百ですから、そのうち千四百八の自治体が固定資産税をゼロにするということをお答えいただいているところであります。

まさに、国と市町村が一体となって、中小企業の設備更新を行って中小企業の生産性向上を強力

に後押ししていきたいと考えております。

○富田委員 今大臣が御説明いただいたとおりだと思いますが、固定資産税のこの減免措置につきまして、私は公明党の経済産業部会長の立場で、全国の約三千名の地方議員の皆さんに、次のように発信させていただきました。

二月九日、国会に提出された生産性向上特別措置法案において、中小企業の設備投資に対する固定資産税の減免措置が規定されました。本措置では、自治体の自主性に配慮する観点から、特例率をゼロ以上、二分の一以下の範囲内において条例で定めることができるとされております。

また、国、市町村が一体となって中小企業、小規模事業者の生産性向上を後押しする観点から、特例率をゼロとする自治体の事業者に対しては、ものづくり・商業・サービス補助金等の支援について優先採択されることとなります。ものづくり補助の一次公募で優先採択を受けるためには、中小企業庁から現在発出されているアンケートを通じて、自治体が特例率ゼロを三月中旬ごろに公表する必要ありというふうに訴えさせていただきます。

なるべく多くの自治体に本特例を活用いただき、固定資産税の特例率をゼロとしていただくことよいと考えていますので、地方議員の皆様におかれましては、引き続き地元、自治体首長、商工団体、事業者等に本特例のメリットを積極的に伝えていただき、普及促進に御協力いただければ幸いです。その際には、補助金の優先採択があることや、減収額の七五％は交付税交付金により補填されるこ

と、新たな投資が促されるので中長期的に見れば税収増につながり得ることなどもアピール材料になります。ついては、その活用いただける資料も添付いたしましたので御活用ください。

なお、本案成立後、六月議会におきまして条例で税率を決定していただく必要がありますので、御承知おきくださいということで、資料の二にお示ししましたように、経産省の方からいろいろ教えていただいたのを、想定スケジュール案ということで、多分こういう流れになっていくだろうということ、これを地方議員の皆様にも発出させていただきます。

これでは、経済産業省の欄と、ものづくり補助金の欄と、市町村がどういうふうに動いていくかというのを三段階で書いておりますが、今の段階では、経済産業省の方では、四月三日、アンケート結果の第一次公表をしていただきまして、今大臣の方からありましたように、千四百を超える自治体の手を挙げてくれているということがここでわかります。今後、この法案が成立されましたら、指針の策定等をしていただいて、市町村の計画に同意を経産省の方で行っていくという流れになると思います。

また、補助金については、今公募がされております。この中で手を挙げていただいた自治体の事業者については加算になるということで、第一次採択が六月の終わりぐらいになる、その後、七月以降、交付決定がされていくという流れというふうに承知しております。

市町村の方については、このアンケートに回答

して手を挙げていただくのと一緒に、条例できちんと税率を、大体六月議会になると思いますが、ここで決定していただくということ、今この措置が完結していくようになるというふうに思いますが、このような想定スケジュールでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

今先生が御説明された資料に基づいて、私ども極力、自治体の皆様方、また中小企業の皆様方に支障がないような形でさせていただきたいというふうに考えております。

今先生がおっしゃられましたようなスケジュールで最大限努力をさせていただきたい、このように思っております。

○富田委員 今ちよつと後ろから、おかしいじゃないかという声がありましたけれども、六月議会ではやはり条例で決めていただかなきゃならないので、どうしてもこのお尻が一応切られているところを想定してこの委員会でもしつかり議論していただいて、この固定資産税減免措置というのは本当に中小企業の事業者にとっては大いなるバックアップになると思えますので、ぜひ野党の皆様にも御理解をいただいで議論をしつかりしていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

続いて、ものづくり補助金の活用状況についてちよつと御確認をさせていただきたいんですが、私は、二月二十三日に、私は千葉県習志野市に住んでいるんですが、隣の八千代市で頑張っております中小企業を訪問しまして、同社の会長、

社長から、平成二十八年度補正予算のものづくり補助金を活用して導入しました最新のコンピュータによる数値制御装置、CNCというらしいんですが、物すごい機械を見せていただきました。詳しく説明を受けました。

この方は、私が二十年前に初めてお会いしたときは、油まみれになりながら一人で旋盤を回していらつしやいました、工場の中で一人で、もう幾つかの旋盤の機械を使つてやつていらつしやいました。

数年前、工場を移転したから一度見に来てというお誘いを受けまして、訪問しました。このときは、息子さんが金融業とかいろいろな業界を経て転職されてきて、専務としてお父さんのもとで働かれていました。従業員も、高卒の若い方五名、ベテランの、旋盤の経験のある本場にベテランの方五名の布陣でした。

今回訪問させていただきましたら、従業員の方は十六名にふえて、息子さんが社長になられて、御本人は会長になっておりました。多くの中小企業が事業承継に悩む中、後継者を育てて、会社もしつかり発展させているこの会長の姿勢を見て、本当に感動いたしました。

今回、このものづくり補助金、こういうのがありますよというのをたまたま前回訪問したときにお話して、これを活用していただいて最新機械を導入していただいたんですが、金型の機械ですけれども、大きな直径で、物すごい長尺で、関東に一台しかないということで、こういう機械が今までなかったものだから、いろいろなところか

ら注文が来るようになったというふう言われていました。ただ、最新のコンピュータの制御装置でも、最後は、旋盤は、長年培った技術で、本当に〇・〇何ミリ単位のところはやはり職人がやらなきゃだめなんだということを言われていたのもすごい印象的だったんですが。

こういう、きちんと補助金を活用して頑張っているんだという企業、今、中小企業庁の方では中小企業、小規模事業者白書を準備していると思いますが、こういった中でこういうふうにはやれるんだよということを広く広めていく必要があると思うんですが、その点、どうでしょうか。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

施策を活用していただいて中小企業、小規模事業者の皆様が大変すばらしい成果を出して、それがまたほかの中小企業、小規模事業者の皆様方に展開をしていくということは、大変望ましいことだと思わせていただいております。

御指摘のようなものづくり補助金の制度の概要に加えて、事業者の現実の取組事例を御理解いただきたいということで、私ども、ものづくり補助事業関連サイト、こうしたウェブサイトを開設をさせていただきまして、現時点で約二千件の取組事例を掲載をさせていただいております。また、それをごらんいただきやすいように、業種あるいは地域などで検索できるようにさせていただいているとございます。

また、ものづくり補助金を活用していただきました製品や技術、サービスなどの成果につきましては、それを発表していただく展示会を昨年度につ

きましては東京と大阪の二カ所でやらせていただきましたが、合計で千三百社、また五万五千人の来場者がおられるというようなことでございます。こうした機会に加えまして、今御指摘がございました中小企業、小規模事業者白書におきましても、最大限、中小企業、小規模事業者の皆様方の参考に供するよう具体的な事例を掲載をさせていただきたい、このように考えておるところでございます。

○富田委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、切れ目のない事業承継の支援策についてということでお伺いしたいというふうに思います。

資料の三にまとめさせていただきましたが、昨年末の税制改正におきまして、事業承継税制の抜本的改革が図られました。大臣も何度もこの委員会でもお話しされておりますが、今後十年の間に平均引退年齢である七十歳を超える中小企業、小規模事業者の経営者は約二百四十五万人に上る、そのうち約半数の百二十七万人が後継者未定、この数は日本企業全体の三分の一に当たる、仮に現状をそのまま放置したりすると、中小企業廃業の急増によって、二〇二五年ごろまでに約六百五十万人の雇用と約二十二兆円のGDPが失われる可能性があると、何度もこの委員会で御指摘がありました。

このような事態を受けまして、資料三の右の欄にありますように、税制の拡充がされました。対象株式等の上限の撤廃、また対象者の拡大、雇要件の抜本的見直し、売却、廃業時の減免制度の

創設、これも大きいと思うんですが、こうなった上で、中小企業庁が東京商工リサーチに委託して約四千の中小企業に対して後継者選定状況と親族外後継の現状を調査した結果が資料三の真ん中の図であります。ここにその数字が出ております。全体の約六割が後継者が決まっていないという回答であり、そのうち約半分が、後継者候補もない、未定という結果でした。

経営者自身が自分自身の問題として事業承継を考えていただく必要があるのではないかなど。このアンケート結果を見ますと、御本人の問題というふうに考えていない方がまだ大勢いらっしゃるというふうなことがうかがえます。

そのためには、資料三の左の欄にあります気づきの機会の提供とマッチング支援、これがもう大事になってくると思えますが、この資料の中にプッシュ型事業承継診断というふうに書かれています。これは一体どういうふうに、誰がどのようにやっていくのか。また、マッチング支援のところで「事業引継ぎ支援センター」の体制を強化」というふうに書いてありますが、これは具体的に実際どのように強化をしていくというふうに考えているんでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。

まず、プッシュ型事業承継診断についてのお尋ねがございました。

事業承継は、まずその経営者の方がその必要性を御認識いただいて準備を始めていただくことが不可欠でございます。こうした観点から、地域

の支援機関が連携して経営者に気づきの機会を提供することを目的とした事業承継ネットワークの構築を平成二十九年年度から始めているところでございます。

具体的には、税理士などの士業の方、金融機関の方、商工会、商工会議所等、中小企業、小規模事業者の経営実態を熟知した支援機関が事業承継に関する簡易なチェックシートを配付いたしました。事業承継診断と称して、プッシュ型で情報提供を行って、経営者の方に早期に承継準備を促しているというものでございます。

その上で、承継の準備に当たって専門家のアドバイスが必要だというような経営者の方に対しては、税理士の方あるいは弁護士の方などの専門家を無料派遣するなどの支援を行っているところでございます。

それから次に、事業引継ぎ支援センターについて、どのような体制の強化を行っているのかというお尋ねがございました。

事業の引継ぎを通じてビジネスを拡大しようとする事業者の方と後継者難の事業者の方をマッチングすることが重要という観点から、全国四十八カ所に現在事業引継ぎ支援センターを設置しているところでございます。

事業引継ぎ支援センターへの相談件数、マッチング成約件数は年々増加しております。近年相談員の増強を行っております。現在の相談員数は、一年前に比べて三割増の百四十人となっております。また、MアンドAに関する総合的知見を有しているプロジェクトマネージャーの増員に加えま

して、MアンドAの成約に向けた実務的支援を行う外部専門家を活用するための予算の拡充なども実施しているところでございます。

今後、必要な体制をしっかりと整備することで、現在六百件程度のマッチング件数を三十三年度には年間二千件にすることを目指しているところでございます。

以上でございます。

○富田委員 ぜひその部分は頑張っていたきたいというふうに思います。

今、士業の皆さんの活用というのがありました。が、ちよつと資料の四を見ていただきたいんですが、「税理士による事業承継支援」ということでちよつと資料を出させていただいています。事業承継の検討にあたっての相談相手」という調査で、この資料を見ていただいたらわかるように、税理士さんがもう圧倒的に多いんですね。多分、ふだんのいろんな経理面での相談もされているので、その延長でということだと思っております。顧問税理士さんも多くの中小企業が抱えている。やるというふうに思いますので、そういった意味で、税理士に期待される役割というのは大変大事だというふうに思います。

税理士の皆さんには、経営計画策定支援事業においても多大な支援をいただいておりますけれども、気づきの機会の提供についても、中小企業経営者の身近な相談相手である税理士の皆さんの活用が大事と考えますが、この点、もう一歩押し出していくにはどういうふうに考えているんでしょうか。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、中小企業、小規模事業者の経営者の方に対しまして、プッシュ型で気づきの機会を提供していくということが重要でございます。その場面におきまして、まさに、身近な相談相手である税理士の皆様の役割は大変重要であるというふうに考えております。具体的には、御専門であります事業承継税制などの税制の利用の支援だけではなくて、経営者との距離が近いことを生かして、承継ニーズの掘り起こしなどにも御活躍いただきたいと考えているところでございます。

経済産業省といたしましては、先ほど御答弁いたしました事業承継ネットワークの充実を通じて、税理士を含めた支援機関の皆様が中小企業、小規模事業者をしっかりとサポートできる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○富田委員 あと、この事業承継税制では、今後五年以内に特例承継計画を提出して、十年以内に実際に事業承継計画を行う経営者が対象というふうになされています。

ただ、経営者の皆さん、今まで事業承継を考えていなかった人が、五年で完璧な特例承継計画とすることができるんだろうかということで、ちよちよとされる方も大勢いらっしゃると思うんですが、こういう方たちに、そんな完璧なものじゃなくてもいいんだというようなアドバイスをすることは可能でしょうか。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。

平成三十年税制改正におきまして、事業承継

税制の抜本拡充を行ったわけでございますが、先生御指摘のとおり、この特例の適用を受けるためには、都道府県に対して今後五年以内に事業承継に向けた準備や承継後の事業展開等を記載した特例承継計画を提出することが必要でございます。ただ、計画に記載された内容は、計画提出後も、実際に事業承継を行うまでに変更することが可能でございます。

したがって、事業者の皆様には、ぜひ地域の専門家や支援機関に早目に御相談いただいて、まずは特例承継計画を策定いただくということで、早期に承継準備を始めていただきたいというふうに考えております。

○富田委員 今のお話ですと、一旦承継計画を出して、実際にやるまでに修正していても大丈夫だというふうに、確認させていただいていいですね。わかりました。

次に、サービス等生産性向上IT導入支援事業についてお尋ねをしたいと思います。

平成二十八年度補正予算において、IT導入支援事業者があらかじめ登録したITツールを活用しまして、生産性向上を図る中小企業の経費を補助することになりました。その結果、約四千五百者のIT導入支援事業者及び約二万件のITツールが登録され、うち約一万五千者に導入中であるというふうになっております。

採択された事業者は、この補助についてどういような評価をしているんでしょうか。幾つか声を紹介していただければというふうに思います。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

二十八年度の補正予算で執行しております事業について、採択事業者にアンケートを行っております。

この中では、従業員のモチベーション向上、売上げに対する意識向上等の改善効果があった、複数業務を一度にミスなく処理できるようになった、あるいは同業他社にも勧めたいといったような前向きな御意見もいただいております。

例えば、運輸事業者において、車両管理をIT化して効率的な配車パターンを自動作成する、これで勤務時間を大幅に縮減するといったような、導入当初ではあるものの、初期段階においても早くも効果があらわれているといったような声が出ております。

一方で、どのツールに効果があるのかわかりにくくて、自社に適切なツールを選択するのが難しいといったような改善を求める声もいただいております。今、準備を進めておりますが、平成二十九年度補正予算の執行については、こういったホームページの検索機能でございますとか、あるいは会議所等の支援機関による優良事例の共有など、さまざまな工夫に生かしていきたいというふうに考えております。

○富田委員 今、IT導入補助金の利用はかなり進んだというふうに理解しますが、日本には約三百八十一万の中小企業があることを考えますと、この一万五千社というのはまだまだだなどというところで、今回、平成二十九年度補正予算では、本事業に五百億円が措置されました。

百億円から一挙に五倍になったわけですが、五

倍になったこの補助金をどういうふうに活用しているかとされているんでしょうか。

○藤木政府参考人 今御指摘のように、二十九年度補正では五百億円の前算を確保いたしました。単純に計算しますと約十三万社への支援というところが可能になるわけですが、当然のことながら、こういった直接支援だけでは及ばないというところがあるというふうに思っております。中小企業、小規模事業者にわかりやすい、スタンダードとなるような成功事例を共有していくということに力を入れていきたいというふうに思っております。

こうした観点から、本年二月に、中小サービス等生産性戦略プラットフォームを発足させまして、関係省庁それから経済団体、地域支援機関など幅広く結集した支援機関を設けて、この中で、IT化や業務プロセスの改善、こういった情報、ノウハウ、成功事例などを横展開し、今後三年間で中小サービス事業者の生産性向上を百万社単位で進めていきたい、このように考えているところでございます。

○富田委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後にちょっと大臣に、産業革新機構についてお尋ねをしたいと思います。

大臣は、四月三日の衆議院本会議におきまして、希望の党の浅野議員の質問、大変、この部分、いい質問だなと私も聞いていたんですが、こういうふうに答弁されています。

産業機構は、二〇一七年八月末時点において、

お尋ねのベンチャー企業及び新分野向けの投資について、二千九百九十五億円の支援決定を行っている。このうち、既に株式売却を行った案件の実投資額は五百六十三億円、回収額は三百七十九億円、収支は百八十四億円の赤字となっております。この部分は赤字だったと、ベンチャー関係は。

さらに、産革機構の透明性向上について、国からの資金が投入されている官民ファンドの性格上、産革機構の情報開示は適切に行われることが重要であります。産革機構では、個別の案件の支援決定ごとに記者会見を行っているほか、平成十九年からは、半期に一回、機構全体の投資活動や収支状況について記者会見を行っています。また、最近では、株式売却案件の開示項目を見直し、全株式売却案件について新たな項目での開示を行うなど、積極的な情報開示に向けて不断の見直しを行ってまいります。個別企業への投資の損益を開示することについては、投資対象企業への影響なども踏まえ、慎重に判断されるべき面もあると考えますが、経産省としては、情報開示の必要性和投資対象企業への影響の双方の観点を踏まえながら、産革機構の情報開示について、適切な指導を行ってまいりますというふうに答弁をされています。

この件で、読売新聞の四月一日付の朝刊に、「クールジャパン 戻らぬ公金」あるいは「革新機構 ほぼ全損案件も」というような記事が掲載されておりました。ちよつと衝撃的な見出しでしたが、これも。

この記事の中では、こういうふうに記載がされています。日本の漫画や邦画のハリウッド映画化などを目的としたオールニッポン・エンターテインメントワークス、ANEWというふうな言い方ですが、二〇一一年十月の設立からかわった機構は、計二十二億二千万円を投資し、職員も社外取締役として派遣したと。日本の漫画やアニメ、ファッションなどを海外に売り込むクルージュパン事業は、アベノミクスの柱の一つだと。ANEWは、世界トップクラスの映画会社で制作に携わった米国人プロデューサーを役員に迎え、年間数千万円の報酬を払った。一二年から一五年に七本のハリウッド映画の制作を行うと発表した。いずれも公開に至らず、設立二年目以降、億単位の赤字を出し続けたと。機構は一七年六月、京都市の投資会社に全株式を売却。この会社の有価証券報告書によると、売却額は三千四百万円で、投資額のわずか一・五%。当時のANEW関係者は、映画制作の鍵だった米国人プロデューサーが機能しなかったと嘆くというような記事でした。

こんな理由だけで二十億円以上が失われるというのは誰も納得しないと思うんですね。公金が投入されながら民間企業と位置づけられる機構は、個別案件の損益は公表していません。責任の所在がやはり曖昧なままだというふうに思います。

この件に関し、この記事の中で、田中秀明明治大学教授がこういうふうに言われています。

「産業革新機構が投資した中には「クールジャパンの推進」という国の政策ありきで、審査が甘かった案件もあったはずだ。」この後、「支援が

終了した中で特に失敗した案件については、役員会の議事録などを公表し、失敗の原因を第三者が検証できるようにすべきだ」というふうに指摘されています。

私は、この部分は本当に大事だと思うんですね。今後、さまざまな官民ファンドが投資していくに当たって、失敗事例から学ぶことはたくさんあると思いますので、こういう指摘を大臣はどのように受けとめていますか。

○世耕国務大臣 産革機構というのは、もちろん国のお金が入っているわけですから、基本的にそれをきちっと有効に使っていくということが大変重要であります。一方で、投資ファンドという性格を持っているわけなんです。特にベンチャーとかというところになりますと、これは必ずしも一つ一つが全部プラスになるとは限らない、場合によっては全損ということもあり得るわけであります。

産革機構全体で見れば、ベンチャー以外も含めたやつではプラスになっていますから、決して、国から預かっているお金を何か毀損しているという、全体としてはそういうわけではないということとはまず御理解いただきたいというふうに思います。

その上で、個々の案件についてどういう形で考えていくか。個別企業に関しての情報開示というのは、これは売却先との、最終的にエグジットするときは売却ということにもなりますので、売却先との関係などもあって、なかなかこれは、公開したいとは思えないもの、慎重に判断しなければい

けない面もあると思っています。

私は、いわゆる官民ファンドという性格上、何よりも重要なのは、やはり政策目的を明確にすることだというふうに思っています。この投資によってどういう効果を生み出そうとしたのか。純粋民間ではありませんから、そんなに収益は高くないかもしれない、リスクが高いかもしれないけれども、例えばこういう目的を達成するためにやっただんだということがしっかりと説明ができることは重要なかなというふうに思っています。

今回の法改正にはそういう意味の対応も含んでおりまして、特に第三者による評価機能を強化しなきゃいけない、これは今先生御指摘のとおりでありまして、この産革機構に今も産業革新投資委員会というのが今置かれているわけでありまして、外部の目をしっかりと入れていくということ。

そして、この投資委員会は、個別の投資案件に一つ一つあだこうだ言うのではなくて、あくまでも第三者的な立場から、投資業務について事後的に徹底した評価を行う、あるいは政策目的との整合性について見ていく、こういう機能を果たすことによって、この産革機構の透明性を少しでも実現してまいりたいというふうに思っております。

○富田委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。